

日医発第332号(保79)
平成20年6月25日

都道府県医師会長殿

日本医師会長
唐澤祥人

犯罪被害者に対する公費負担制度について

犯罪被害給付制度は昭和56年1月に施行され、犯罪被害者等給付金（遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金）が支給されてきたところであります。

医療保険の自己負担部分を給付する『重傷病給付金』については、「加療1か月以上、かつ、入院3日以上を負傷又は疾病を負った被害者に対して、1年を限度」として医療保険の医療費の自己負担部分に相当する額を本制度による『重傷病給付金』（療養費払い）として公費で負担しております。

今般、「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律施行令」の一部が改正され、平成20年7月1日から本制度の給付金に加えて、新たに「療養による休業損害を考慮した額の加算」、「重度後遺障害者に対する障害給付金」及び「生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金」の額が引き上げられました。この取扱いについては平成20年7月1日以降犯罪被害に遭った方であり、それ以前の方は改正前の制度が適用されます。それに伴い、関連の「傷病診断書（様式1-1、様式1-2）」及び「医療費領収書（証明用）（様式2、様式5）」が変更されます。

また、犯罪被害給付制度対象者は受給証を持参して受診いたしますので、当該医療機関におかれましては、犯罪被害給付制度に関する支払の証明書（領収書）の発行をお願いするしだいであります。

なお、医療機関に発行をお願いするのは「死亡診断書」、「傷病診断書」及び「医療費自己負担を証明する書類（領収書）」であります。犯罪被害者という点に鑑み、その取り扱い方よろしくお願い申し上げます。

今回の改正の主な内容は下記の通りであります。

記

I. 重傷病給付金の申請

申請は被害者本人が警察を通じて行う。

特に、性犯罪被害者につきましては、担当の女性警察官を同行して受診する。

1. 対象者（支給を受けられる人）

犯罪行為によって、重傷病を負った被害者本人

加療1か月以上・入院3日以上を要する負傷

加療1か月以上・入院3日以上を要する疾病

（精神疾患の場合は、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度）

2. 重傷病給付金の額及び期間

医療保険の自己負担額に相当する額

負傷・疾病にかかった日から1年間

3. 他の公費との調整（他公費優先）

医療保険の自己負担額に相当する額を他の公費が負担した場合は、その負担額を控除した額

〔他の公費〕

- a 労働者災害補償保険法による療養補償給付等の災害補償関係法令による給付
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付
- c 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費
- d 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付
- e 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

II. 障害者給付金の申請

1. 支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

（障害等級：第1級（常時介護）～第14級）

2. 申請に必要な書類

身体上の障害の部位及び状態に関する診断書等

（診断書様式及び料金は医療機関の自由）

Ⅲ. 遺族給付金の申請

1. 支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

2. 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合

重傷病給付金と同様、1年を限度として医療保険の自己負担分と休業損害を考慮した額の合計額

3. 申請に必要な書類

死亡診断書

医療費証明書（領収書、様式2及び様式5）

休業日の数を証明できる書類

Ⅳ. 医療機関が関与する部分

変更されたのは下線部分のみ

(1) 診断書

申請のための傷病診断書（診断書料は医療機関の自由）

様式は2種類あるが、これに準ずる様式で可

様式1-1（身体疾患用）

傷病の状態欄に「負傷又は疾病の療養のため勤勞することができなかつた認められる期間」が追加された

様式1-2（精神疾患用）

傷病の状態欄に「Ⅳ療養のため勤勞することができなかつた認められる期間」が追加された

両様式とも、「現在の状態（治ゆ、継続、転医、中止、死亡）」欄が追加された

(2) 医療費証明書(領収書)

健保の領収書と重複するが、この領収書は領収の意味ではなく、公費(現金給付)を受けるために医療保険の自己負担額を支払ったことを証明するための証明書(領収書)。

診療月毎に発行。

様式2 医療費証明書(領収書)

被害者は医療保険の自己負担額を払った後、療養費払い(公費)として償還(現金)を受けるための。

様式は様式2の内容が分かるものであれば、様式は問

わない。領収の文字を消して証明と記載しても可。

(様式2は医療費控除に使用するものではない。)

(3) 障害給付金の申請のための診断書

(4) 遺族給付金の申請のための死亡診断書

(添付資料)

1. 犯罪被害給付制度の改正に伴う医療機関へのお知らせ(依頼)

[平20.6.16 警察庁丁給厚発第207号 警察庁長官官房給与厚生課長]



警察庁丁給厚発第207号
平成20年6月16日

社団法人日本医師会会長 殿

警察庁長官官房給与厚生課



犯罪被害給付制度の改正に伴う医療機関へのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

犯罪被害者支援に係る施策につきましては、平素から多大なる御理解、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、平成17年12月27日に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」において、犯罪被害給付制度の抜本的な拡充等を内容とする「最終取りまとめ」がなされたことを踏まえ、今般、制度改正を行ったものであります。

拡充後の制度の概要につきましては別紙のとおりであります。概略を申し上げますと、これまで保険診療の自己負担分を支給していた『重傷病給付金』に療養による休業損害を考慮した額が加算されるとともに、『重度後遺障害者に対する障害給付金』及び『生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金』の額の引上げが図られ、いずれも本年7月1日から施行されることとなっております。

これらの制度を適切に運用していくためには、これまで以上に貴会をはじめ医療機関に携わる方々の御理解、御協力をいただくことが肝要でありますので、貴会を通じて医療機関にその旨を御連絡いただけるよう何卒宜しくお願い申し上げます。

諸事御多用の折、御手数をおかけしますが、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

犯罪被害給付制度の改正に伴う医療機関へのお知らせ

1 はじめに

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡等の重大な人身被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済も得られない犯罪被害者又はその遺族に対して、国が一定の給付金を支給するものであり、昭和56年1月1日に施行されて以来、平成20年3月末までに約8,700名に対して約191億円の給付金が支給されるなど、犯罪被害者及びその遺族の被害の軽減に重要な役割を果たしてきたところであります。

平成13年には、それまでの遺族給付金と障害給付金に加え、新たに重傷病給付金が設けられ、平成18年4月1日の制度拡充以降は、加療1か月以上、かつ、入院3日以上を負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った犯罪被害者に対して、1年を限度として保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額の給付金が支給されております（なお、遺族給付金についても同等の犯罪被害者負担額を合わせて支給することとされております。）。

今回、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第15号）及び犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成20年政令第170号）の施行に伴い、平成20年7月1日以降に行われた犯罪行為により被害に遭われた方については、重傷病給付金又は遺族給付金に療養による休業損害を考慮した額が加算されるとともに、障害が残った犯罪被害者に支給される障害給付金については、障害等級第1級及び第2級について介護の要否を考慮した区分が設けられることとなります。これにより、これまで以上に医療関係者の御理解と御協力をいただくことが必要不可欠となることから、制度の改正点とその具体的な手続についてお知らせするものであります。

なお、平成20年6月30日以前に終わった犯罪行為により被害に遭方については、今回の改正以前の制度が適用されます。

2 犯罪被害給付制度の概要

犯罪被害給付制度の概要と事務手続の流れについては「犯罪被害給付制度のご案内」【別紙1】及び「給付の流れ」【別紙2】を御参照ください。

3 犯罪被害給付制度の改正点について

(1) 重傷病給付金等への休業加算額の加算

ア 現行の重傷病給付金の額

現行の重傷病給付金は、犯罪被害者負担額（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から1年間（例えば、平成18年4月1日に負傷又は疾病を負った場合には、平成19年3月31日午後12時までの間。）における療養に要した費用（健康保険の診療報酬の算定方法の例により算定する。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定に基づく診療報酬の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険（長寿医療（後期高齢者医療）及び介護保険を含む。）による給付の額を差し引いて得られる額）を支給するものです。保険診療外の医

療費は支給の対象となりません。したがって、診断書の交付に伴う文書料、差額ベッド代（特別室利用料）等は含まれません。

例えば、健康保険の被保険者が犯罪被害に遭い、入院して保険診療を受けたときは、医療費の3割を自己負担額として医療機関へ支払いますが、負傷又は疾病にかかった日から1年間におけるこの3割の自己負担額が犯罪被害者負担額となります。

また、高額療養費や付加給付が支給されるべき場合には、それらの支給されるべき額を差し引いて残った1年間の自己負担額に相当する額が犯罪被害者負担額となります。

イ 休業加算額の加算

平成20年7月1日以降に行われた犯罪行為により負傷又は疾病を負った場合で、当該犯罪被害者がその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなくなった場合の重傷病給付金の額は、上記アの犯罪被害者負担額に、休業損害を考慮した額（休業加算額）を加算した額とすることとされました。

休業加算額の算定方法については、犯罪被害者の収入日額を基礎として算定した休業加算基礎額に休業日数（休業当初の3日間等は数えない。）を乗じて得ることとされております。

なお、この休業日数を算出するためには、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかったことについて、医師等の証明を得ることが必要となります。

ウ 他の法令による給付等との調整

重傷病給付金等は、以下①から⑤までに例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養に関する給付が行われるべき場合又は④、⑤、⑥及び⑦に例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかったことを原因とする給付が行われるべき場合には、それらの給付の限度において支給されませんので、その額は除かれます。加害者から損害賠償がなされた場合にも、その額の限度において支給されません。

- ① 労働者災害補償保険法による療養補償給付、休業補償給付等の災害補償関係法令による給付
- ② 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費
- ⑤ 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付
- ⑥ 健康保険法等の医療保険制度からの傷病手当金
- ⑦ 地方公共団体の条例に基づいて行われる休業を原因とする給付

エ 死亡前に療養を受けた場合の遺族給付金への加算

現行においても、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、通常の遺族給付金の額に、当該負傷又は疾病についての犯罪被害者負担額（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から1年間における療養に要した費用（健康保険の診療報酬の算定方法の例により算定する。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定に基づく診療報酬の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険（長寿医療（後期高齢者医療）及び介護保険を含む。）による給付の額を差し引いて得られる額）を加算した額を遺族給付金として支給しておりますが、平成20年7月1日以降に行われた犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受け、そのために従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた場合には、さらに休業加算額を加えた額が遺族給付金に加算されることとなります。

この場合についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため勤勞することができなかつたことについて、診断書等により医師等の証明を得ることが必要となります。

(2) 障害給付金の額の引上げ

ア 現行の障害給付金の額

現行制度の障害給付金の額は、犯罪被害者の収入日額を基礎として算定した給付基礎額に、障害等級（第1級から第14級まで）に応じた倍数を乗じて得ることとされています。

イ 重度後遺障害者に対する障害給付金の引上げ

今回の改正では、障害等級第1級から第3級までに係る倍数を引き上げるとともに、障害の程度に応じてきめ細やかな給付を行う観点から、平成20年7月1日以降に行われた犯罪行為により障害等級第1級又は第2級に該当する障害が残った犯罪被害者については、介護の要否を考慮した新たな区分を設け、介護の必要の程度に応じて倍数を引き上げることとしております。

このため、障害等級第1級又は第2級に該当する障害が残った犯罪被害者であつて、当該障害により介護を要する状態であるものについては、介護の必要の程度について、診断書等により医師等の証明を得ることが必要となります。

(3) 医療機関に作成を求める書類

ア 重傷病給付金の支給の申請をしようとする犯罪被害者は、重傷病給付金の申請書に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して次の書類の作成を求めることがあります。

(ア) 傷病診断書【様式1-1、1-2】

犯罪行為により重傷病（加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であつたこと。))を負つたことを確認するために必要な書類です。①犯罪行為により負傷し、又

は疾病にかかった日、②犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から1年間の入院日数及び③負傷又は疾病の状態（経過）が明らかになるように記載してください。

また、負傷又は疾病の療養のため、勤労することができなかつた期間がある場合には、当該期間の始期及び終期が明らかとなるように記載してください。

* 【様式1-1】は身体疾患用、【様式1-2】は精神疾患用に作成したものです。なお、受傷日、治療日又は症状固定日、（入院）治療期間、傷病の状態等が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

御不明な点がございましたら、警察本部の被害者対策担当者までお問い合わせください。

(イ) 医療費領収書【様式2】

犯罪被害者負担額を算出するために必要な書類です。①保険診療についての保険給付額及び患者負担額並びに②入院時に保険診療による食事療養を行った場合にはそれに対する患者負担額（標準負担額）が明らかになるように記載してください。

なお、健康保険の領収証と重複することとなりますが、犯罪被害者等給付金の申請のため、自己負担額を支払ったことを証明する書類となります。御面倒でも1月毎の医療費領収書の作成をお願いします。

イ 死亡前に療養を受けた犯罪被害者の遺族が遺族給付金の申請をするときは、遺族給付金の申請書に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して死亡診断書等の作成を求めることがあります。これは、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けたこと及びこれにより勤労することができなかつたことを確認するために必要となるものです。したがって、①負傷又は疾病のため療養を要したこと及びその期間、②当該療養により勤労できなかった場合には、その事実及び期間が明らかとなるよう、死亡に至る経緯を記載してください。また、犯罪被害者負担額算出のため、申請者は医療機関に対し医療費領収書【様式2】の作成を求めることとなります。

ウ 障害給付金の支給の申請をしようとする犯罪被害者は、障害給付金の申請書に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して診断書の作成を求めることがあります。これは、犯罪行為により障害が残ったことを確認するために必要な書類です。①犯罪行為により生じた負傷又は疾病が治ったこと及び治った日（治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日）、②負傷又は障害が治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態、③介護を要する身体上の障害である場合にあっては、その必要の程度が明らかになるように記載してください。これらの記載があるものであれば、診断書の様式は問いません。

傷病診断書

氏名		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日 (歳)
住所		
受傷日(※1)	平成	年 月 日
治ゆ日又は症状固定日及び現在の状態(※2)	平成	年 月 日 現在の状態 治ゆ 継続 転医 中止 死亡
治療期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (日間、うち入院期間 日間)	
病名	----- ○ ICD-10 F___.__ ○ ICD-10 F___.__	
傷病の状態	<p>I 主な症状(該当するものの□を■にする。)</p> <p>□1被害の侵襲的想起(フラッシュバック等) □2被害を想起させる刺激の回避 □3離人感・疎隔感 □4感情の範囲の縮小 □5過覚醒(驚愕、過度の警戒心等) □6抑うつ気分 □7意欲低下 □8全般性不安 □9恐怖症 □10パニック発作 □11不眠 □12食欲低下 □13身体化症状(動悸、呼吸困難、消化器症状、慢性疼痛等) □14その他()</p> <p>II 治療と経過(傷病の発症原因(3日以上労務に服することができない事情がある場合には、その事情も含める。))</p> <p>III 生活・社会機能障害の程度(該当するものの□を■にする。)</p> <p>□1家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上(就労、学業等)困難がある。 □2家庭内での単純な日常生活はできるが、時に援助が必要である。 □3日常生活における身の回りのことにも多くの援助が必要である。 □4身の回りのことほとんどできないため、常時の介護が必要である。</p> <p>IV 療養のため勤労することができなかつたと認められる期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p>	

上記のとおり診断します。

診断日 平成 年 月 日

作成日 平成 年 月 日

所在地

医療機関名

医師氏名

印

※1 「受傷日」は発病(発症)した日を含みます。

※2 治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から1年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

(注) この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。

なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

医療費領収書

(患者の氏名)

殿

1 保険診療費

保険給付額	患者負担額	合計
円 円)	① 円 ③ 円)	円 円)

入院時食事療養費標準負担額	②	円
内訳		
1 回当たりの標準負担額 _____ 円 × 食事回数 _____ 回		

2 診療年月日 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで _____ 日分

上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

所在地
医療機関名
医師氏名

印

- ※ ①：保険診療についての保険給付額及び患者負担額
 - ②：入院時に保険診療による食事療法を行った場合の患者負担額(標準負担額)
 - ③：①の額から私病分の額を除いた額
- を記載してください。
- ※ 本領収書は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。保険外の医療費は含めないでください。
 - ※ 本領収書は、レセプト単位で、毎月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から1年を経過するまでの間について作成してください。
 - ※ 薬剤費の一部負担金は、保険給付費の患者負担額の中に含めてください。
 - ※ 保険診療費欄の括弧書きには、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病(私病)についての治療を同時に受けた場合に、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。
 - ※ 入院療養が負傷又は疾病から1年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該1年内の入院日数の割合で按分計算してください。

(なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。)

保険者等の名称 _____

療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名 _____

被保険者氏名 _____

- 1 療養費等の支給の有無
 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について療養費等の支給の有無
 ア 支給済み（支給手続中を含む） イ 支給なし

(以下、1でアに○印を付けた場合に記入してください。)

- 2 療養費等の支給対象となった年月等について
 療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額及びその算出内訳を記入してください。

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) ____ / 10

- ※ 本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。
- ※ 1の期間は、負傷又は疾病から1年を経過するまでの間に限定してください。
- ※ 入院療養が負傷又は疾病から1年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の療養費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該1年内の入院日数の割合で按分計算してください。

療養費等の支給がない場合は、この調査票への記入の必要はありません。

保険者等の名称 _____

高額療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名 _____

被保険者氏名 _____

1 高額療養費等

- (1) 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について高額療養費等の支給の有無
 ア 支給要件を満たしている月がある。 イ 支給要件を満たしていない。

(以下、(1)でアに○印を付けた場合に記入してください。)

- (2) 高額療養費等の支給対象となった年月等について
 高額療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額、高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等算出のために対象となる自己負担額 (世帯合算であればその額)	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円

◎裏面にも記入する箇所があります。

(裏面)

2 付加給付

- (1) 上記期間に犯罪被害者が受けた医療について付加給付の支給の有無
ア 支給要件を満たしている月がある。 イ 支給要件を満たしていない。

(以下、(1)でアに○印を付けた場合に記入してください。)

- (2) 付加給付の支給対象となった年月等について
上記期間において付加給付の支給はありますか。有りの場合には、付加給付を支給する年月、その額、付加給付額算出のために対象となる自己負担額(世帯合算である場合はその額)及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額 (世帯合算であればその額)	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円

- ※ 本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。
※ 1の期間は、負傷又は疾病から1年を経過するまでの間に限定してください。
※ 「高額療養費等」とは、医療保険における高額療養費と介護保険における高額介護サービス費等をいいます。
※ 「高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額」及び「付加給付額算出のために対象となる自己負担額」とは、高額療養費等又は付加給付の支給額算出に当たって考慮する自己負担額を記入してください。
※ 付加給付が支給される場合には、付加給付の支給基準を定めた規約等の該当部分の写しを添付してください。

医療費領収書

(患者の氏名)

 殿

1 医療費

 ⑫ 円

 2 診療年月日 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで

 日分

上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

所在地

医療機関名

医師氏名

印

- ※ 本領収書は、医療保険を利用できない方が犯罪被害者等給付金の申請のために使用するものです。
- ※ 本領収書は、毎月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から1年を経過するまでの間について作成してください。
- ※ 医療費は、医療保険が適用される範囲の医療に限定して、その医療に現に要した費用の額（医療保険の診療報酬の額に限定されません。）のみを記入するようにしてください。
- ※ 医療費欄は、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合には、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。
- ※ 入院療養が負傷又は疾病から1年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該1年内の入院日数の割合で按分計算してください。

(なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。)

勤労の状況に係る証明書

① 犯罪被害者	フリガナ 氏 名				
	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月 日	
	住 所				
	職種・役職				
休業の状況	② 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかった期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日				
	③ ②のうち従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日数 (内訳 全部休業日 日) 部分休業日 (※) 日)				
	④ 部分休業日及び当該日に得た額	部分休業日	得た収入額	部分休業日	得た収入額
		平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	円
平成 年 月 日		円	平成 年 月 日	円	

①の者については、②から④に記載したとおりであることを証明します。

平成 年 月 日
所在地
電話
商号又は名称
代表者氏名

印

※ 「部分休業日」とは、休業日のうち当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日をいいます。このような日がある場合には、③に日数を記入するとともに、④の欄に当該年月日及び当該部分休業日に犯罪被害者が得ていた収入の額を記入してください。

(注) この勤労の状況に係る証明書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、証明書の様式は問いません。

犯罪被害給付制度のご案内

この制度は

殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

○犯罪被害者等給付金の種類
犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付しています。

犯罪被害者等給付金

○対象となる犯罪被害
日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

○給付金の支給が受けられる犯罪被害者の資格
日本国籍を有する方又は日本国内に住所を有する方です。
外国人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われていた時において、日本国内に住所を有していた方については支給の対象となります。

遺族給付金
額（最高額～最低額）
一定の生計維持関係遺族がいる場合
2,964.5万～872.1万円
それ以外の場合
1,210万～320万円

*第一順位の遺族が2人以上いるときは、その人数で除した額

- ◎支給を受けられる人
亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族
- ◎支給を受けられる遺族の範囲と順位
 - ①配偶者
(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
 - 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
 - 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ◎犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合
犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、死亡前に療養を受けた場合には、1年を限度として保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合計額が加算されます。

重傷病給付金
額（上限額：120万円）
負傷又は疾病から1年間における
保険診療による医療費の自己負担相当額
と
休業損害を考慮した額
を合算した額

- ◎支給を受けられる人
犯罪行為によって、重傷病（加療1月以上・入院3日以上を要する負傷又は疾病（精神疾患の場合は、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと））を負った犯罪被害者本人

障害給付金
額（最高額～最低額）
重度の障害(障害等級第1級～第3級)
が残った場合
3,974.4万～1,056万円
それ以外の場合
1,269.6万～18万円

- ◎支給を受けられる人
障害が残った犯罪被害者本人
(障害等級：第1級（常時介護）～第14級)

◆ 給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。

◆ 給付金支給裁定の申請

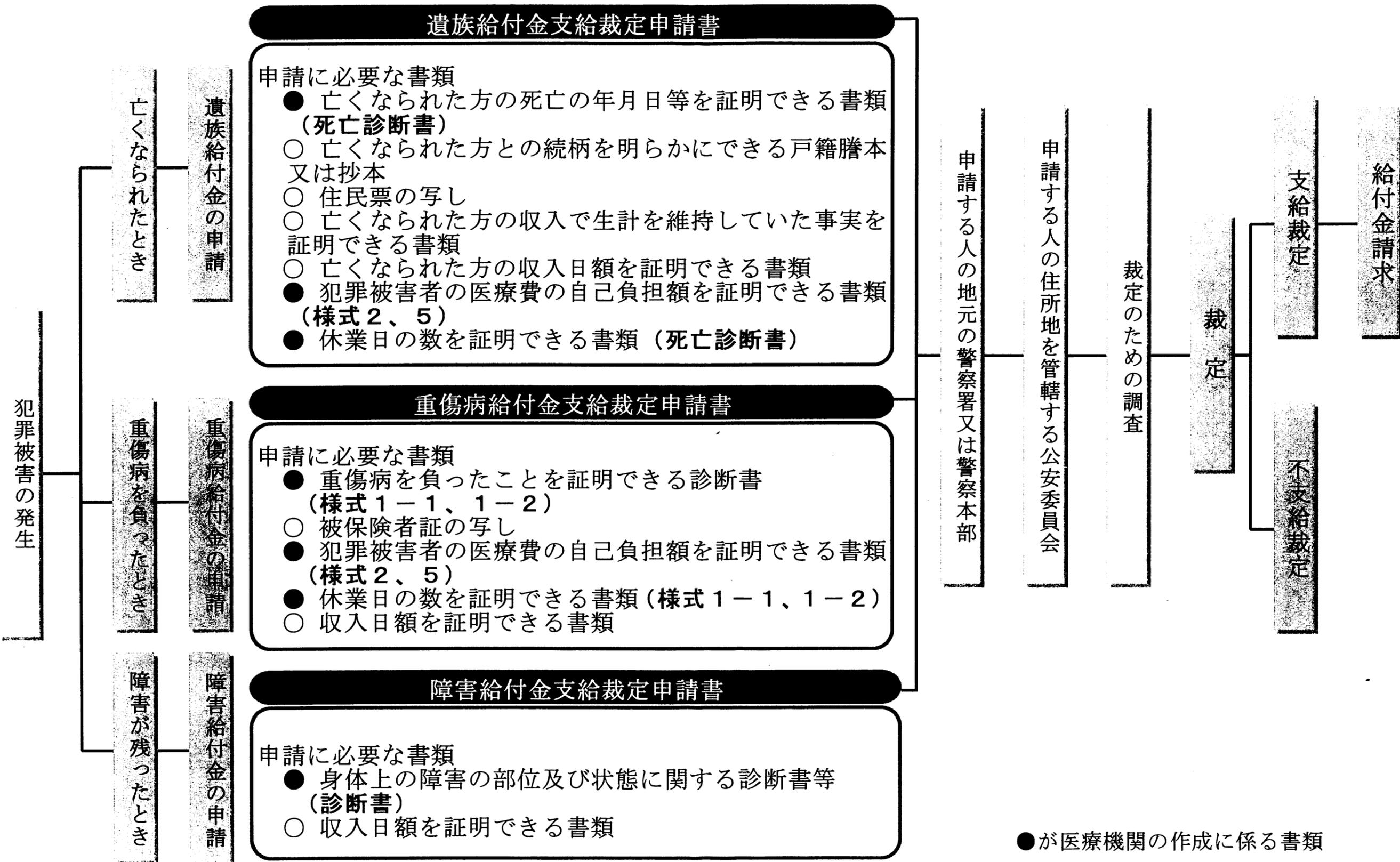
給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

◆ 給付金の支給額

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けるときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

◆ 「仮給付金」の支給

犯人が不明である場合や、治療が長期間に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付金を支給しています。



遺族給付金支給裁定申請書

申請に必要な書類

- 亡くなられた方の死亡の年月日等を証明できる書類 (死亡診断書)
- 亡くなられた方との続柄を明らかにできる戸籍謄本又は抄本
- 住民票の写し
- 亡くなられた方の収入で生計を維持していた事実を証明できる書類
- 亡くなられた方の収入日額を証明できる書類
- 犯罪被害者の医療費の自己負担額を証明できる書類 (様式2、5)
- 休業日の数を証明できる書類 (死亡診断書)

重傷病給付金支給裁定申請書

申請に必要な書類

- 重傷病を負ったことを証明できる診断書 (様式1-1、1-2)
- 被保険者証の写し
- 犯罪被害者の医療費の自己負担額を証明できる書類 (様式2、5)
- 休業日の数を証明できる書類 (様式1-1、1-2)
- 収入日額を証明できる書類

障害給付金支給裁定申請書

申請に必要な書類

- 身体上の障害の部位及び状態に関する診断書等 (診断書)
- 収入日額を証明できる書類

●が医療機関の作成に係る書類